

平成 27 年度

第 1 回 南伊豆町総合教育会議議事録

日 時 平成 27 年 5 月 27 日 (水) 13 時 30 分から 14 時 05 分
場 所 南伊豆町役場 3 階 会議室
出席者 町 長 梅 本 和 熙
教育委員 長 佐 藤 保 孝
委員 長 職務 代理 者 白 井 善 吾
教 育 長 小 澤 義 一
委 員 井 手 伸 二
説明出席者 事 務 局 長 大 野 孝 行
学 校 教 育 係 長 白 井 秀 治

1 開 会

大野事務局長 開会の挨拶を述べる。

2 町長挨拶

町 長 挨拶を述べる。

3 出席者自己紹介

教育委員各自自己紹介

佐藤保孝委員長

白井善吾委員長職務代理者

井手伸二委員

久保田藤江委員（本日は所用により欠席の旨、事務局長から報告）

事務局長 この後、議事に入るが、要綱第 4 条に規定により、議長は町長が務めることになっている旨、説明し町長に議事進行を依頼する。

梅本議長 議事に入り、（1）議事録署名人について、事務局の説明を求める。

事務局長 それでは、説明をさせていただきます。皆様の資料にも入っておりますけど、総合教育会議の設置要綱の第 7 条の第 1 項にですね、総合教育会議は会議の終了後、遅滞なく議事録を作成するというので記載があ

ります。その議事録の作成にあたって議事録署名人の選出をしたいと考えております。

そこで、事務局側からの提案ですが、主催者である町長と教育委員会側の代表者として教育長、この2名を毎回、署名人をお願いすることを提案いたします。

事務局からは以上です。

梅本議長 事務局から、議事録署名人について提案がございました。教育長と私を議事録署名人にということでございます。いかがでしょうか？

全員 異議なし

梅本議長 それでは、議事録署名人は、私、梅本和熙と教育長 小澤義一さんで了解願います。

続きまして、「総合教育会議の概要説明」を事務局お願いします。

事務局長 総合教育会議の概要説明ということでさせていただきます。皆様のお手元に配付させていただきました資料の表紙を1枚めくっていただいて、教育委員会制度こう変わるというパンフに基づいて説明させていただきます。

こちらのパンフレットはですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要ということで文科省が出しているものであります。教育委員会制度のですね、まず変更点、4月1日からの変更点について説明させていただきます。

こちらにつきましては、ポイントが4つございます。第1のポイントといたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置というものがございます。こちらはですね、今までの教育長につきましては首長が議会の同意を得て、教育委員を任命していた。その教育委員の中で教育長を任命しているというかたちがございます。こちらがですね、今後ですね、首長さんが議会の同意を得て、教育長を任命するというかたちになります。

当町ではとりあえずは現行のまま平成29年9月の26日まで教育長の任期がございましたもので今の体制のまま進みまして、その後に新教育長の体制となるというかたちとなります。これによって、ポイント1の黄色いところになりますけど、首長が直接、教育長を任命することにより任命責任が明確化されます。

また、第一義的な責任者が教育長であることが明確になり、緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断できる等の利点ができるということでございます。

続きまして、ポイントの2点目です。教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化が図れますということです。新教育長の判断による教育

委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現ができます。また、教育委員によるチェック機能強化のために教育委員の1/3以上から会議の招集請求ができます。教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務についての規定もできます。また、会議の透明化のために、原則として会議の議事録を作成・公表することとなります。これは先程のことと関連がございます。

続きましてポイントの3つ目ですね。右側の方に入ります。総合教育会議の件となります。こちらについてですが、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置するということとなります。首長さんの権限といたしまして予算の編成・執行、条例案の提出、とかがございます。教育委員さんの方では公立学校の設置・管理・廃止、教職員の人事、教育課程、生徒指導、教科書、その他教材の取り扱い、施設設備整備、社会教育、スポーツ、文化、文化財等を司っております。

この首長さんと教育委員会が密接な関係を取ることによって利点が生まれてくるといような説明となります。そのために総合教育会議を設置するということとございます。これによって、首長さんがこの総合教育会議を招集いたします。そして会議は原則公開となります。構成員は首長さんと教育委員さんです。必要に応じて意見聴取者の出席を要請できます。

協議調整事項につきましては3つございます。一つ目が教育行政の大綱の策定、二つ目が教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、三点目が児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置というかたちとなります。

4つ目のポイントといたしまして、教育に関する「大綱」を首長さんが策定するということです。大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行していくということとなります。これによって地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化できます。

めくっていただきまして、Q&Aという部分がございます。具体的な内容、疑問点等がこちらに載っておりますが、その中で一つ二つ紹介させていただきます。まず、Qの1番ですね。今年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？というところとなります。(回答が)施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととしています。そちらにつきましては先ほど説明させていただいたとおりとなります。

続きまして、Qの4番です。総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？という部分です。(回答が)総合教育会議は首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。なお、会議において調整がついた事項については、それぞれの結果を尊重して事務を執行することとなりますということでございます。

続きまして、Qの5番ですね。総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？また、大綱には、首長の権限に関わる事項についてのみ記載されるのですか？という部分になります。こちら(回答)がですね、総合教育会議では、予算や条例提案に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議(自由な意見交換)を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます、ということでございます。

Qの6番となります。大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？という質問がございます。こちら(回答)はですね、大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の日標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に変えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありませんという記載がございます。

以上のようにですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一

部を改正受けましてですね、当町におきまして、今年の3月30日に南伊豆町総合教育会議設置要綱というものを制定いたしました。そちらが3ページに添付をさせていただいております。こちらの部分では、今説明させていただいた部分が謳われております。第2条におきましては総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行うということで第1項 南伊豆町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議、第2項 南伊豆町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策 第3項 児童・生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。

第3条は総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成するという構成員のこと謳われています。会議の招集第4条です。総合教育会議は、町長が招集し、総合教育会議の議長となるというかたちで謳ってございます。次に第6条ですね。会議の公開の原則が記載されております。第8条におきましては、調整結果の尊重ということで、総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。ということでこちら謳われております。9条となります。庶務の関係です。総合教育会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、総合教育会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りではない。ということで当町におきましては総務課と教育委員会事務局とで協議をさせていただいた結果、教育委員会が事務局の方を持つよということになりましたので、その運営でいきたいと考えております。

総合教育会議の概要説明については以上のとおりとなります。

町長お願いいたします。

梅本議長

事務局から総合教育会議について説明がありました。御意見、御質問等があればお願いいたします。

まだまだ、新しい会議で非常にわかりにくいですが、何か御質問等あれば・・・

事務局長

教育委員の皆さんには、何度か説明させていただいておりますので・・・

梅本議長

解っていないのは、私だけか・・・

質疑等なし

梅本議長

続きまして、「南伊豆町教育大綱について」事務局の説明を求めます。

事務局長

南伊豆町教育大綱の内容・作成期間・掲載内容等について説明をさせ

ていただきます。

資料の4ページ以降をちょっと御覧ください。当町といたしましては教育大綱につきましては町長とも事前に協議をさせていただいて、策定しましょうという方向で進めていくつもりであります。ついてはですね、5ページにですね南伊豆町の総合計画の施策体系ということで町の第5次の総合計画、こちらの方との整合を図りながら教育大綱を策定していこうと思っております。総合計画の中で④「地域を担うひとづくりと町の歴史・文化を継承するまちづくり」この項目のところがですね、教育に関連する部分、記載されている部分かと思えます。その横の政策の部分ですね、1個目といたしまして、「次代を担う子どもを育む教育の充実」2番目といたしまして「生きがいをもって暮らせる生涯学習の充実」3つ目で「地域固有の文化の継承・創造」というところでございます。その横にはさらに、施策の展開ということで詳細な記載がされておりますが、これを基本ベースといたしまして教育大綱の方を策定していくという風に考えております。

またですね、町長とも協議をさせていただいて、それほどボリュームのあるものも必要ないでしょという、割と簡略化したわかりやすいものを策定していこうという方向性となりましたので、4ページにですね策定のスケジュールの方を載せさせていただきましたが、前回の教育委員会の席でお示したスケジュールより若干、1回ほど回数を少なくさせていただきました。策定の時期も12月に策定という予定にしておりましたが、1か月早めまして11月くらいに策定を考えております。進捗状況によってさらに効率的に進めればさらに回数の方を少なくすることができるのかなとは思っております。一応、今日の会議を踏まえまして、会議を重ねて策定という方向で考えてございます。

またですね、他の市町の状況はどうなのかなという部分でですね、前回の教育委員会の時にはですね、T県のO市のものを添付させていただきましたが、6ページ、7ページ、8ページには、また新たにインターネットで見つけました、S県W市の教育大綱、K県E市の教育大綱、8ページにはS市(O県)の教育大綱ということでさらにお示しをさせていただきました。どれもかなり簡略には簡略だなという風には思っております。特にS市(O県)ものですね、8ページのものは3つ文言が並んでいるようなイメージで・・・中には探せばかなりボリュームのあるものもあるんですけど、ここまで短いパターンではないですけど、割と簡略化してわかりやすいものを、総合計画の題目と整合性を図りつつ策定していきたいと考えております。

教育大綱の内容・作成期間・掲載内容等について事務局の説明は以上となります。

梅本議長

ただいま、事務局から南伊豆町教育大綱の策定について説明がありま

した。御意見、御質問等があればお願いいたします。

S市(O県)の例なんて非常に簡単な教育大綱で・・・どういもの
がいいのか、皆さんから御意見をいただきたいと思います。

町民憲章みたいなかたちで作るのか、それとももうちょいと、あれに
していくのか。

白井委員
井手委員

W市やE市はわかりにくいのでは・・・S市がわかりやすい。

E市も柱は3つだけですよね。それに足して付け加えているような・・・。
みんななぜか3つずつだ。

事務局長
井手委員
事務局長

偶然ですけどね。

そういうものを一つ出しておいて、それに肉を付けていくかたちで・・・

形式としては、W市みたいなかたちになるのかなと思っております。
柱があって、若干の説明が加わるよみたいなイメージになるのかなと。
形態としてはそんな感じかなと・・・

ただ、その柱が何本になるのかは、総合計画等を勘案しながらになり
ますけど・・・

佐藤委員

「南伊豆の教育」がありますよね。それあたりが土台というか、あと
町長の思いとか考え方がそれらに加わるとか、そういうことが考えられ
るわけです。基本としては、「南伊豆の教育」があるわけですからそれ
を見て、策定の一つの基準にしていけばいいんじゃないかなと・・・なん
か非常に丁寧に書かれているだよね。南伊豆の教育というのはね。今見
た大綱というのはほんとに簡単に書かれていて・・・大綱だからそれで
いいのかもしれないですけどね。

事務局長

今の委員のお言葉どおりですね、実際の柱があって、その中身の部分、
そちらの部分につきましては総合計画と整合性を図りつつ、おっしゃっ
ていただいた「南伊豆の教育」からピックアップしていくというか、持
ってくるようなかたちで考えていきたいと思っております。

佐藤委員

南伊豆教育でも方針が3つあるものね。3つ出されているわけだから
・・・

事務局長

今年度バージョンというのができてくるかと思うので、あれも確かに
3本柱でしたものね。

白井委員

確かにW市のものは四角の枠の中を見れば説明がわかるけど、S市の
ものもいいな。タイトルはタイトルで、説明は説明としてさ。中の文は
長いのかなと思う。W市を見た後、S市を見るとW市のものは堅苦しく
感じる。S市のものは簡単でわかりやすい。これの後に説明文みたいな
ものがつけばいいと思う。

事務局長

表紙としては、S市のようにバーンと出して、その次から説明みたい
なものが付くという感じですかね。

梅本議長

そういうような流れで、あとは具体的なものはまた、会議を開くのだ
ね。

事務局長 そうですね。
梅本議長 たたき台はどうでしょうか。事務局の方である程度作っていただいてそれで皆さんに検討していただくという感じでよろしいですか。

全員 了承

梅本議長 会議は後3回、4回かな。
事務局長 3回です。
梅本議長 3回の中でS市的なものとか、何しろ3本柱的なものを事務局に作ってもらって、それに対して皆さんから具体的に意見をもらってということでもよろしいでしょうかね。

全員 了承

梅本議長 そういうことで今後、進めていきたいと思います。
 それでは、その他に委員の皆様から何か協議していただきたいことございますでしょうか？

 特になし

梅本議長 それでは、議事につきましては以上と終了となります。進行を事務局へ返します。

事務局長 議長ありがとうございました。
 それでは、次第の5番 その他の(1) 次回会議の日程についてです。先ほど、御協議いただきましたことを踏まえて、7月の教育委員会の開催に合わせて実施予定です。
 その時には、今お話しいただきました大綱案の提示をさせていただければと考えております。そのあと8月9月とそして11月に大綱の策定とやって行ければなと思っております。
 あと、来年度以降の大綱の策定が終わってからの話しなんですけど、年度当初に1回、予算編成時期の11月とか12月にもう1回くらいのスケジュールでこの総合教育会議の方を開催していければなと考えています。
 またですね、7月の総合教育会議の日程につきましては、町長のスケジュールに合わせて定例の教育委員会を開催いたしますので変則的になるかもしれませんが、皆様の御協力をお願いいたします。
 教育長からは何かございますでしょうか。

小澤教育長 今までの旧教育委員会の項目の中で、首長と教育委員会の連携を図り

ましようという項目があるわけですね。それでも今までは、こういう場を持つことはできなかった。それでも連携してやってきた。ありがたいことです。今後は、公然と総合教育会議で話し合うことができる。例えば指導主事の問題がある。将来的に共同設置していかなければならない。そこに予算が伴う。今まで予算が取れなかったから指導主事を置けなかった。そういうのが29年度から始まる。そういうものも直結してその場で話し合うことができる。学校統合みたいなものも非常に重要な案件。町長がいるところで話し合う問題。町当局の方では地方創世で少子高齢化を何とかしたいとして、100人委員会を立ち上げて戦略検討会議が動いている。学力向上もそう。教育委員さんも町長さんも一緒に協議できるところを見つけながらやって行きたいなど。この会議が意義ある形で進んで行くようよろしくお願いします。

事務局長

それでは、以上をもちまして、平成27年度第1回南伊豆町総合教育会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

記事録署名人 梅本和隆

記事録署名人 小澤義一

記事録署名人 大野孝行